

令和2年度第3回燕市障がい者自立支援協議会 事前質問における意見・質問に対する回答一覧表

別紙

No.	資料番号 ・ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
1	資料1-2 P.36	「障害児通所支援事業所の活動スペース」の写真	「障害児通所支援事業所の活動スペース」の写真の説明を「障害児通所支援事業所」ではなく「障害児発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所」とした方がよいのではないのでしょうか。	障害児通所支援事業所とは、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所など障がい児が通所する事業所の総称として使用しております。	無
2	資料1-2 P.37	【施策の展開】	資料1-2 P.64-65 記載の「成果目標」や「成果目標達成に向けた施策の展開」と若干ニュアンスが異なるのではないのでしょうか。	目指す方向性や目標は大きく異なるものではないと考えており、記載の修正までは考えておりませんが、方向性が目標がぶれないように十分に留意しながら施策を展開してまいります。	無
3	資料1-2 P.62	「ボランティア・支え合い活動の促進」のイメージ図	前回資料ではイメージ図があったが、削除した理由は何ですか。	他の紙面とのバランス等を考慮し、削除しました。	無
4	資料1-2 P.63	【現状と課題】	下から6行目「…（重症心身障がい児及び）医療的ケア児…」と（ ）書きなのはなぜですか。	主に医療的ケア児についての記載のため、重症心身障がい児について（ ）としましたが、わかりにくいので修正します。	有
5	資料1-2 P.69	「福祉的就労の充実」	A型事業所とB型事業所の平均工賃を成果目標にしたのはなぜですか。 平均工賃の算出方法を教えてください。	本市においては、一般就労への移行促進に加え、福祉的就労の充実にも取り組んできましたが、その取組をさらに進めるため、就労継続支援B型に加えて就労継続支援A型にも拡大した施策を実施する必要があったためです。施策の検討の際には、就労継続支援A型とB型の特徴や違い、共通する課題等を把握しながら、就労支援専門部会を中心に検討を進めてまいります。 市内の事業所の月額工賃（賃金）額の合計を、市内の事業所数で割って算出しました。	無
6	資料1-2 P.83	表の斜線	平成29年度から令和2年度に斜線が引かれている理由はなぜですか。また、前回資料時から「見込量確保のための方策」がなくなった理由はなぜですか。	本計画から新規に設定した見込量で、令和2年度以前の実績がないものについては斜線としました。また、「見込量確保のための方策」については、計画策定にあたり国の基本指針により定めなければならない箇所のみ記載としました。	無

No.	資料番号 ・ページ	表題	質問・意見	回答	修正の 有無
7	資料1-2 P.104	「精神障がい者の地域定着支援」	<p>「地域で、一人暮らしをしている精神障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。」とあるが、具体的な連絡先及び電話番号を教えてください。</p> <p>また、一人暮らし出なくとも病状悪化等した場合、相談を受け付けてほしいです。</p>	<p>地域定着支援は、障害者総合支援法による障害福祉サービスの一つです。他のサービスと同様に、市への申請やサービス等利用計画案の提出が必要になります。</p> <p>障がいのある方たちが安定した地域生活を送るためには、相談体制の強化を図ることは重要なことだと認識していますが、相談支援事業所だけで課題解決を図るのも難しい部分もあります。例えば、新潟県では『こころの相談ダイヤル』や精神科の病状悪化時の相談先として『精神医療相談窓口』など、24時間対応の窓口を設置しています。地域にある社会資源を整理しつつ、燕市に必要な相談体制を考えていくことが必要になると考えており、今後地域生活支援拠点等の中で検討をしていきたいと考えています。</p>	無
8	資料3 P.7	「就労支援専門部会の令和3年度取組」	<p>「企業からの受注拡大を目的とした、企業と福祉事業所との交流促進に取り組む。」を、第6期障がい福祉計画に記載があるように、「商工・農業分野と福祉分野の連携強化に取り組む」と直してはどうでしょうか。</p>	<p>「企業からの受注拡大を目的として、企業と福祉事業所との交流促進に取り組む」については、令和3年度の就労支援専門部会の取組であるのに対し、第6期障がい福祉計画は令和3年度～令和5年度の全体的な市の取組を記載したものになります。修正は行いませんが、いただいたご意見を踏まえて、次年度以降の部会の取組を検討していきたいと思っております。</p>	無